

第2次甲賀市地域福祉計画 令和6年度見直しの主な改正点

(改正点は赤字で示しています)

【見直しの考え方と新しく盛り込む事項】

甲賀市では、平成29年(2017年)7月に、「人々がつながり、暮らしの中で感じる幸せを未来へつなぐまち あい甲賀」を基本理念として、「第2次甲賀市地域福祉計画」を作成し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

本計画の見直しでは、2020年から3年に及んだコロナ禍を経て、持続可能な地域、地域共生社会の実現に、何が必要かを、市の総合計画と整合しながら、問い直しました。

その結果、「新しい豊かさ」を「ウェルビーイング」ととらえ、以下の2点について、新たに盛り込んでいます。

1点目 令和4年度から、本市でも本格的にスタートした重層的支援体制整備事業の展開を明記しています。

2点目 全国的に相次ぐ自然災害に対する備えについて、自力で逃げるのが困難な要支援者等に対して、地域を拠点とし、介護、障がい、医療の関係機関と行政の協働で「だれ一人取り残さない災害時の支援体制」を明記しています。

【主な改正点】

○第1章 計画の見直しについて

1. 見直しの背景と趣旨 P1

2. 計画の位置づけ P2

3. 新たに盛り込む事項 P4～P7

ウェルビーイング P5

第四の縁 P6

4. 計画の期間 P8

5. 計画の策定体制

《国等の動きと推進課題》 新しく追加された法律 P9～

孤独・孤立対策推進法 P13

災害対策基本法の一部を改正する法律 P14

認知症基本法 P15

こども基本法 P16

第二期成年後見制度利用促進基本計画 P17

第二次再犯防止推進計画 P18

持続可能な開発目標 SDG s アクションプラン P18

- 6. 協働による計画の推進 P20
 - 社会福祉法人の役割 P21
 - 市(行政)の役割 P22

第2章

- 1. 甲賀市の状況 P23
- 2. 甲賀市市政に関する意識調査から見える現状 P26

第3章 計画の理念と方針

- 2. 見直しの視点 P37～
 - アフターコロナの地域共生社会づくり
 - 多様な社会への参加のありかた支援
 - 生きづらさを持つ人へのアウトリーチ
 - 創る、つなげる、支えるひとづくり
- 4. 計画の体系 P40

審議会では、P40 の計画の体系に示す《基本施策》に紐づく
第4章以降の取り組み事項を協議いただきます。